

# 出産育児一時金の提出前の確認ポイント



## Point1

### 提出前に直接支払制度の活用有無を確認

添付書類（主に直接支払制度の利用にかかる合意文書）を見てご判断ください。

・直接支払制度



**「出産育児一時金内払金支払依頼書」**

・直接支払制度



**「出産育児一時金支給申請書」**

**注意！**

## Point2

### 未記入項目や記入不備等がないか確認

(代表例)

その1：被保険者情報・振込口座欄には被保険者の情報を記入

その2：申請内容「同一の出産について健康保険組合～受給していますか」は、協会けんぽへ請求される場合は必ず「2：受給していない」を記入

被扶養者が出産した場合、被保険者情報欄に被扶養者の情報を書きがちです。



\* どちらか一方でしか受給できません

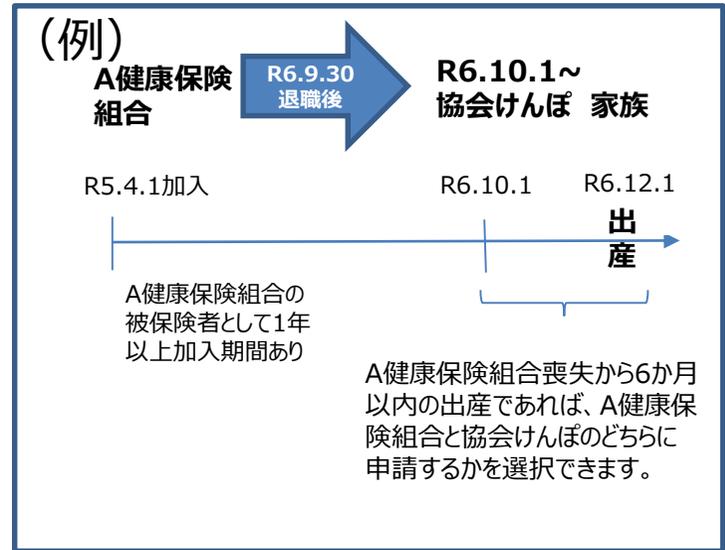
## Point3

### 今回の出産が生産か死産かを確認

生産の場合 ⇒ 出産児数に人数を入れます。

死産の場合 ⇒ 死産児数に人数を入れます。

◎ 死産の場合は、死産年月日と妊娠週数を医師に証明していただくか、または証明書類を添付していただく必要があります。



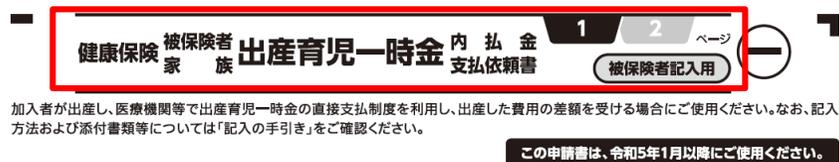
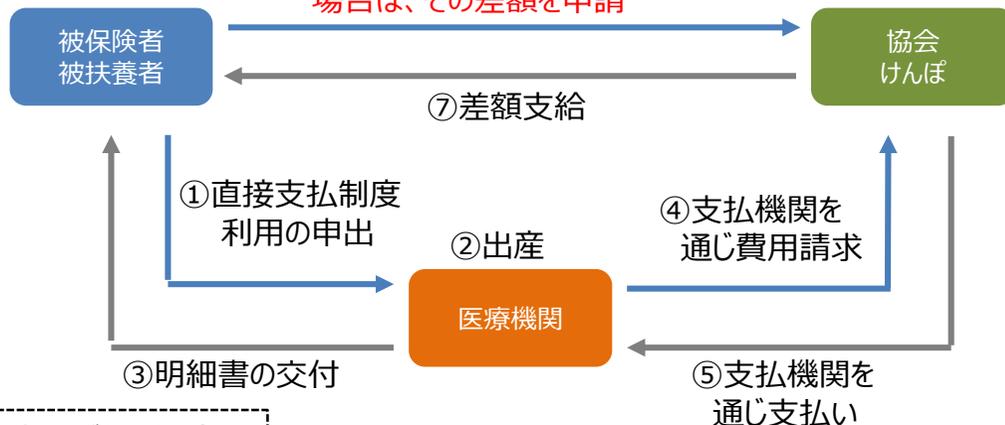
# 出産育児一時金の直接支払制度について

出産費用の支払い方法には、協会けんぽから直接医療機関等に出産費用等を給付金で支払う「直接支払制度」があります。「直接支払制度」の利用の有無によって、協会けんぽにご提出いただく申請書が変わりますので、ご注意ください。

## 直接支払制度を利用した場合

### ◎ 直接支払制度の流れ

⑥ 出産費用が法定給付額を超えなかった場合は、その差額を申請



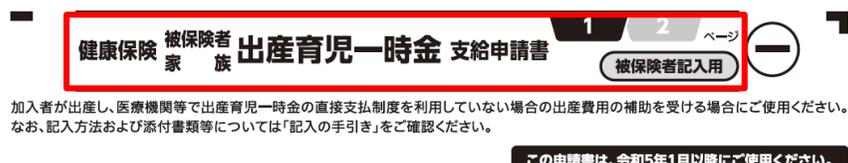
出産費用が法定給付額を超えなかった場合に、差額を申請いただくものです。

### 添付書類

- 領収・明細書のコピー（「専用請求用紙の内容と相違ありません」の表示があるもの）
- 直接支払制度に係る代理契約に関する文書のコピー

## 直接支払制度を利用しなかった場合

### 添付書類



- 領収明細書のコピー（産科医療補償制度の対象分娩である場合は「産科医療補償制度の対象分娩であること」が明記されたもの）
- 直接支払制度を利用していないことを証明する文書のコピー（領収・明細書にその旨が記載されている場合、また海外での出産の場合は不要）

※ 海外で出産した場合に添付する書類については、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ大阪支部までお問い合わせください。

# 出産育児一時金の支給額について

## ◎ 出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額

	令和5年3月31日 以前の出産	令和5年4月1日 以降の出産
産科医療補償制度（※1）加入機関で在胎週数22週以降の出産（※2）	1児につき42万円	1児につき50万円
産科医療補償制度加入機関で在胎週数22週に達しなかった出産	1児につき 40.8万円	1児につき 48.8万円
産科医療補償制度未加入の機関で出産		

（※1）産科医療補償  
制度とは

医療機関等が加入する制度で、加入機関で出産された際に、万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合は、新生児とご家族の経済的負担を補償するものです。対象分娩である場合には、領収・明細書に明記されています。

（※2）出産とは

妊娠85日（12週と1日）以降の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶をいいます。

例① 直接支払制度を**利用せず**、産科医療保障制度に加入して1児出産し、出産費用として**51万円支払った**。  
⇒ 「出産育児一時金支給申請書」にて申請すると50万円が支給される。

例② 直接支払制度を**利用し**、産科医療保障制度に加入して1児出産し、出産費用は51万円で**1万円支払った**。  
⇒ 直接支払制度により医療機関へ50万円が支払われます。（**申請不要**）

例③ 直接支払制度を**利用し**、産科医療保障制度に加入していたが、妊娠5か月で1児死産であった。出産費用は36万円で**支払いはなかった**。  
⇒ 「出産育児一時金内払金支払依頼書」にて申請すると12.8万円が支給される。（在胎週数22週未満のため）



# よくあるご質問 ～出産育児一時金～

No	質問	回答
1	出産育児一時金は、死産も対象となるか。	出産育児一時金は、妊娠85日（12週と1日）以後の生産、早産、死産、流産、人工妊娠中絶（経済的理由によるものも含む）を支給対象としております。（前述 例③参照）
2	直接支払制度を利用し、出産費用が給付額の上限を超えていた。このような場合は、出産育児一時金に関する手続きが何か必要か。	出産費用と出産育児一時金の給付額との差額を医療機関にお支払いいただくこととなります。協会けんぽに対するお手続きは必要ございません。（前述 例②参照）
3	申請書P.2の「医師・助産師による証明」、「市区町村長による証明」は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接支払制度を利用している場合、領収・明細書に、「出産年月日」及び「出産児数」、または「死産年月日」および「妊娠日数（週数）」が記載されていれば省略可能です。</li> <li>・直接支払制度を利用していない場合は必要になりますが、証明を受けられない場合は、次の書類を添付ください。                出生の場合：戸籍謄(抄)本、出生届受理証明書 等の原本                死産の場合：死産証書（死胎検案書） のコピー等</li> </ul>
4	会社を退職したが、退職後に出産した場合であっても在職時の健康保険での出産育児一時金は申請できるか。	<p>次の要件2点をすべて満たしているときに資格喪失後の給付として在職時の健康保険から出産育児一時金を受け取ることができます。 （家族加入の場合は資格喪失後給付の対象となりません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の資格を喪失した日の前日（退職日）までに継続して1年以上の被保険者期間（健康保険任意継続の被保険者期間を除く）があること。</li> <li>②資格喪失後6か月以内の出産であること。</li> </ul> <p>※ 資格喪失後に加入している健康保険との重複請求はできません。</p>